

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

国連海洋法条約に基づく漁獲可能量の設定及び適切な保存及び合理的・持続的な利用を図るための資源診断・動向予測・最適管理手法の検討を行うのに必要な基礎資料を迅速に整備するため、我が国周辺の漁業資源のうち全国的に重要な魚種、指定漁業等の管理対象となっている魚種について、水産研究所を中心に都道府県等の参加を得て、漁場別漁獲量の集計、標本船による魚群分布密度の把握、生物測定等の調査を実施した。

また、漁場生産力及びそのメカニズムの把握及びモデル化を検討するための調査を実施した。

2 資源管理型漁業の推進

我が国は、平成 8 年 7 月の「国連海洋法条約」締結に際して「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」を制定し、同法に基づく「漁獲可能量制度」を 9 年 1 月から運用を開始した。

同制度は、魚種別に 1 年間の漁獲量の上限を「漁獲可能量」としてあらかじめ定め、国が管理する漁業(指定漁業等の漁業)及び都道府県ごとに割り当て、それぞれの管理主体である国及び都道府県が、漁業者の報告をもとに割当量の範囲内に漁獲量を収めるよう漁業を管理する制度であり、その対象魚種(特定海洋生物資源)として、8 年 9 月にさんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、さば類及びずわいがにの 6 種類が指定された。

我が国周辺水域における海洋生物資源の適切な保存及び管理を進める上で、漁獲可能量制度の対象魚種を徐々に拡充していく必要があり、9 年 10 月には、するめいかが対象魚種として追加された。

上記のような公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の総意に基づく「資源管理型漁業」の全国的な推進が重要な課題となっている。

このため、9 年度においては、海洋水産資源開発促進法(昭和 46 年法律第 60 号)に基づく資源管理協定制度の運用を通じ、漁業者団体による資源の自主的な管理を促進するとともに、国、都道府県、漁業者等が一体となり、資源管理の方策や推進体制のあり方に関する協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

3 真珠養殖事業

(1) 概 要

9 年度の海産あこや真珠の生産量は、前年度 23.8% 減の 1,280 万もんめとなった。また、需要の半数を占める輸出については、9 年は淡水貝真珠を含め数量で前年比 2.8% 減の 716 万もんめ、金額で 1.4% 増の 4.6 億ドルとなった。

(2) 計 画 生 産

生産の長期性と需要の変動制を併せもつ真珠養殖業の安定的発展を図るため、漁場環境及び需要の動向に対応した計画生産を行う必要がある。

このため、農林水産大臣は「真珠養殖事業法」の規定に基づき、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて、翌年度の府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を公表することになっている。

9 年度は、海産あこや貝真珠については、愛媛県ほか 16 府県で前年度同の 1 億 6,040 万貝、淡水いけちょう貝真珠については、滋賀県及び茨城県で前年度比 6.1% 増の 51.8 万貝とそれぞれ公表した。

(3) 輸 出 向 け 真 珠 の 国 営 検 査

「真珠養殖事業法」の規定に基づいて、東京及び神戸の両真珠検査所が実施している輸向け真珠の国営検査については、9 年度は両真珠検査所で 1 万 1,748 件、774 万もんめの検査を実施したが、数量において前年度比 2.9% の増加となった。

アメリカ向けの受検量は 214 万もんめと前年比 33.8% 増、スイス向けは 6.0% 減の 110 万もんめ、香港向けは 16.2% 増の 115 万もんめ、ドイツ向けは 23.4% 減の 82

万もんめであった。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

我が国において重要魚種であるさけ・ますは、「溯河性魚類」として、北日本の諸河川に親魚がそ上産卵する。翌年、稚魚は降海し海洋で成長した後、再び回帰し、主として沿岸の定置網で漁獲され、沿岸漁業の振興に大きく寄与している。また平成5年に北太平洋溯河性魚種保存条約が締結され、公海さけ・ます漁業が禁止されたことに伴い、我が国の自己資源として、さけ・ます資源造成の必要性は一層強くなっている。

(2) 北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

国の事業計画に基づき国営(29か所)、道営(6か所)、民間等(115か所)が協力してさけ・ます人工ふ化放流事業を実施している。

ア さけ・ます資源管理センター(国営)

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第20条の規定に基づくさけ・ます人工ふ化放流の実施機関として、本所(札幌)、支所(6支所)、29事業所から組織される国営のさけ・ます資源管理センターが設置されている。

近年、さけの回帰率が向上するとともに、民間における放流技術が向上してきているといった状況を踏まえそのあり方を見直すとともに、国連海洋法条約等に基づく溯河性資源の母川国としての責任等に対応しうる体制とするため、平成9年10月に北海道さけ・ますふ化場をさけ・ます資源管理センターに改組し、来遊数の量的な増大を目的としたふ化放流については、順次民間に移管することとし、さけ・ます資源の適正な管理を推進するための調査研究、技術開発、指導等を実施することとしている。

9年度は、増殖コストの削減を図るため「少ない放流数で高回帰率を図る」モデル事業、及び品質面、価格面で輸入品に対抗できるサクラマス・ベニザケの資源造成技術開発事業を行った。

イ 国営以外

平成9年度より増殖団体が生産した稚魚を北海道が買い上げて放流する事業、放流稚魚の移動分布調査に対して助成した。

また、増殖施設の整備及び溯河性さけ・ます類の自然産卵を成長させるため魚道整備事業を継続実施した。

表1 9年度北海道におけるさけ・ます人工ふ化放流実績(概数)

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	3,584	1,197	999
さくらます	11	7	10
からふとます	523	169	131
べにざけ	0.3	0.2	1

(注) さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

(3) 本州におけるさけ・ます人工ふ化放流事業

本州地域においては、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の計10県でさけ・ます人工ふ化放流事業を実施した。これらの県では、漁業協同組合、漁業生産組合等が生産した稚魚を県が買い上げ放流しており、この事業に対して助成した。また、さけ・ます放流事業の安定的維持を図り、事業を効果的に実施するために、安定生産促進事業を行うとともに、増殖事業の効果の確認を行うための回帰資源調査、さくらます幼魚の生産技術向上調査、放流稚魚の移動分布調査、さけ・ます増殖施設の整備、自然産卵を助長させるための魚道の整備を継続実施した。

表2 9年度本州におけるさけ・ます人工ふ化放流実績(概数)

魚 種	捕 獲 数 (千尾)	採 卵 数 (百万粒)	放 流 数 (百万尾)
さ け	2,094	1,013	866
さくらます	2	8	5

(注) 放流数には、種卵移殖に由来する稚魚数を含む。さくらますの放流数には、池産に由来する稚魚数を含む。

表3 9年度さけ・ます放流関連予算

(単位:千円)

さけ・ます資源管理センター	2,215,112
運営に必要な経費	1,808,112
施 設 費	407,000
補 助 金	1,229,412
放流事業費	500,069
さけ・ます安定生産促進事業費	39,210
さけ・ます増殖振興施設整備事業費	540,291
さけ・ます増殖管理推進事業費	149,842

5 内水面漁業振興対策事業

(1) 内水面活性化総合対策事業費

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じての水産資源の保護増殖、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じての内水面の環境保全等に寄与しており、国民生活の高度化、余暇の増大に伴う

国民の憩いの場としての内水面の利用機会の増加等により、内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少、水質の悪化を始めとして、高齢化や後継者不足、中山間地域の過疎化が進むなど依然として厳しいものとなっている。

以上のような状況に対処して、本事業は次の3つの事業を実施した。

ア 内水面基幹地域活性化事業費

内水面漁業・養殖業が基幹的な産業の地域における内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、内水面総合振興計画のうちの内水面基幹地域年次別活性化計画に基づき、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

イ 養殖産地活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外の地域で、養殖産地を対象に、単年度ごとに、内水面養殖業の振興と養殖産地の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

ウ 内水面関連地域活性化事業費

内水面基幹地域活性化事業の対象地域以外で、中小河川及びこれらに接続する地域等を対象に、単年度ごとに、内水面漁業・養殖業の振興とこれらを通じた地域の活性化を図るため、水産資源の活用に必要な基盤の整備、水産資源・漁業養殖業の環境整備に必要な施設の整備、水産業の近代化に必要な施設の整備及び都市住民との交流に必要な施設の整備等を実施した。

(2) 内水面資源活用推進費

環境問題に対する国民意識の高まりの中で、湖沼・河川の自然生態環境の保全を行いながら地域の活性化を図ることが内水面漁業の振興を図る上で一層重要とってきている。このため、漁業者自らが、地域住民その他内水面利用者に対する内水面の実態や重要性に関する知識啓発普及、利用マナーの指導、具体的な情報提供を行うための湖沼・河川の実態調査等に助成した。

(3) 養殖生産物安全対策事業費のうち内水面分

養殖業者が消費者と連携し健全な養殖実現のための検討やそのために必要となる専門知識の研修・講習を

行い、さらに、一般国民の養殖現場体験や養殖業者自身による健全な養殖の成果をモニタリングを通じて、養殖生産物の安全性を一般国民に啓発するため、全国内水面漁業協同組合連合会に助成した。

(4) 外来淡水魚適正飼育対策事業費

外来淡水魚においては、近年「ワシントン条約」に基づく対象魚種の輸入規制や、「生物多様性条約」による生態系の保全に対する遵守指導が必要になっている。このため、外来魚種の河川等への放流の制限や国内生産の促進、適正な購入及び飼育管理の方法等について、生産・輸入業者等への指導を図るため、社団法人日本水産資源保護協会に助成した。

(5) 内水面漁場高度利用調査費内水面適正放流検討事業費内水面放流資源等利用向上対策事業費

あゆ、ます類等の稚魚を河川等に放流するとダムや堰の取・排水口に迷入することから、その実態調査及び迷入防止技術の開発について、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

さらに、内水面における生物の多様性の保全に考慮した、より適正な放流を実施するための課題について検討を行い、具体的な対応策の策定及び適正な放流方法の開発を行うため全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

(6) 魚類養殖対策調査費養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費、養殖場環境改善システム開発事業費（うち内水面分）及び新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）

表4 9年度内水面関連予算 (単位：千円)

内水面活性化総合対策事業費	934,038
内水面基幹地域活性化事業費	438,625
養殖産地活性化事業費	190,652
内水面関連地域活性化事業費	304,761
内水面資源活用推進費	41,028
養殖生産物安全対策事業費（うち内水面分）	7,470
養殖経営合理化技術改善事業費（うち内水面分）	6,069
外来淡水魚適正飼育対策事業費	3,204
内水面漁場高度利用調査費	10,339
内水面適正放流検討事業費	3,198
内水面放流資源等利用向上対策事業費	10,339
魚類養殖対策調査費	48,792
養殖場環境改善システム開発事業費（うち内水面分）	24,262
養魚用飼料有害物質等残留防止緊急対策事業費	17,000
新魚種養殖技術開発事業費（うち内水面分）	7,530
重要種苗対策調査費	
アユ種苗総合対策事業費	18,000
レプトケファレス育成技術開発事業費	36,000

養魚用飼料に含まれる有害物質の残留量の指導基準を策定するための基礎試験を、道、県に委託して実施した。

また、内水面、海面における養殖業について、それぞれの特徴に応じた低コストで効率的な養魚場の環境改善システムを開発するため、(財)マリノフォーラム21及び全国内水面漁業協同組合連合会等に委託した。

さらに、新魚種の適正飼育技術の開発や、その経済性に係わる問題を解明するための試験を社団法人新魚種開発協会に委託した。

(7) 重要種苗対策調査費アユ種苗総合対策事業費及びレプトケファレス育成技術開発事業費

アユ種苗における諸問題に取り組むとともに、フィールドにおける生態的影響等の調査手法及び健苗作出手法を開発するために、県、全国内水面漁業協同組合連合会に委託した。

また、ウナギ人工種苗生産技術を開発するために、初期飼料の検討・開発を行うとともに、仔魚育成技術を開発するため、県、大学、日本養鰻漁業協同組合連合会に委託した。

6 水産資源保護対策事業

(1) 保護水面管理事業

水産資源の維持増大を図るため、水産動植物の種苗の発生及び生育に適している水面を、農林水産大臣が水産資源保護法に基づいて「保護水面」に指定し、管理者である都道府県知事が行う当該水面の管理、増殖施設の設置、密漁の監視及び増殖状況調査等のために要する経費について、北海道ほか22県に対し8,411万9千円の補助を行った。

保護水面の内容は下記のとおりである。

ア 藻場保護水面

まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている藻場保護水面を管理するために要する経費について、大分県ほか13道県に対し補助を行った。

イ 貝類保護水面

あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、茨城県ほか10道県に対し補助を行った。

ウ さけ・ます保護水面

さくらます等さけ・ます類の産卵場・育成場となっている保護水面を管理するために要する経費について、北海道ほか2県に対し補助を行った。

エ あゆ保護水面

あゆの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、滋賀県ほか6県に対し補助を行った。

オ わかさぎ保護水面

わかさぎの産卵・育成等に適している保護水面を管理するために要する経費について、長野県ほか1県に対し補助を行った。

カ その他

資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面を保護水面として指定し、その管理のために要する経費について、北海道ほか1県に対し補助を行った。

(2) 有害な水産動植物の駆除事業

水産資源の有効利用を図るため、有用な魚類等を大量に捕食するさめや貝類漁場においてのひとでの駆除に要する経費について、高知県ほか2道県に対し920万円の補助を行った。

(3) 資源保護啓蒙研究事業

水産資源の保護培養、維持管理に関する知識の普及、技術の向上を図る目的で設立された社団法人日本水産資源保護協会が行う資源保護啓蒙研究事業に要する経費の一部について補助を行った。

ア 啓蒙普及事業

水産資源の保護培養等に関する正確な知識や技術の普及を図るため、巡回教室(37回)、コンサルタント等の派遣(16回)、視聴覚素材の貸出し(254本)を実施した。また、年報(1回)、月報(12回)の刊行を引き続き実施した。さらに、遊漁者に対する漁場利用知識普及事業等を実施した。

イ 調査研究促進事業

沿岸漁業の科学水準向上による体質改善、振興を図るため、漁村における自主的な研究実践活動に対し、6件の助成を行った。

7 魚 病 対 策

魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するため、「魚類防疫センター事業」として、総合推進対策、技術開発研究、魚病技術者の養成及び技術認定、バイオディフェンス機能活用健康づくり技術開発、輸入魚類防疫、海外悪性伝染病防疫強化対策、魚病情報ネットワークシステム実用化技術開発事業等の事業を実施した。

また、補助事業については「養殖水産動物保健対策推進事業」により、全国統一的な基礎的な防疫対策として魚類防疫対策を実施するほか、出荷前の養殖魚に対する医薬品残留検査等を内容とする水産用医薬品対策を実施するとともに、有効な治療対策が確立されて

いないウイルス病等に対し関係都道府県による重点的な防疫対策を推進する新型伝染性疾病対策を実施した。

また、全国に拠点的な防疫管理地区を選定して、魚病発生の防止、防疫管理意識の向上等を図るための漁協等を中心とした自主的な防疫管理体制の確立を目的とし、これに要する防疫管理会議の開催、魚病関連機器の整備等について助成した。

さらに、水産資源保護法を運用し、我が国に侵入した場合、多大な被害をもたらすおそれのある伝染性疾病の侵入防止に努めた。

これまでのところ、こいの稚魚、さけ科魚類の発眼卵、及び稚魚、くるまえば属のえび類の稚えびが許可を要する水産動物種苗として指定された。

8 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、浮魚礁を利用して造成された漁場の合理的利用手法の確立を図るための調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、さらには沖合漁業資源について資源管理型漁業を推進す

るため総合調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より増資が行われ、9年度末現在民間出資金合計は1億8,700万円となっている。

(4) 国 の 助 成

9年度、国はセンターに対し47億358万円を助成した。

(5) 組 織

2部4課、役員6名（常勤3、非常勤3）、職員28名より成っている。

(6) 9年度の事業実施概要

9年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表6のとおりである。

9 漁場環境の保全等

(1) 漁獲の自主規制等が行われている水域において水銀、PCB等による魚介類の汚染状況を監視するための魚介類汚染水域監視調査、全国の主要漁場で採捕される魚介類におけるダイオキシン類等の蓄積状況を把握するための有害物質魚介類汚染実態調査、魚介類に対する毒性試験の標準的方法を検討するための調査等を実施した。

また、貝毒の毒化現象に対処するため、毒化予知手法の開発等を行う貝毒対策を実施するとともに、道府県が実施する貝毒に関するモニタリング調査等について助成した。

(2) 集中的に立地された発電所の取放水が広範囲にわたる海域の環境、生物及び漁業へ与える影響を把握するための発電所取放水広域漁業影響調査及びミチゲーションの事例把握、実態調査及び事業実施に際しての指針の策定を行う漁場環境修復推進調査を実施した。また、各種開発事業に伴う漁場環境に対する影響

表5 平成9事業年度企業化調査等の概要

漁業種類 (新漁場開発調査事業)	使用船舶(トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概 要
まぐろはえなわ	開発丸(489)	太平洋東部海域	めばち、きはだ	176トン	タヒチ東方及びハワイ諸島北沖水域にてメバチ主体の漁場を確認
まき網	日本丸(760)	熱帯インド洋東部海域	かつお、きはだ	4,082トン	チャゴス東方公海域においてカツオ主体に漁場形成を確認
まき網	第8天王丸(349)	熱帯太平洋中部海域	かつお、きはだ	2,872トン	キリバス及び西経公海域にかけてカツオ主体に漁場形成を確認
いか釣	第3新興丸(478)	南大西洋西部海域、北太平洋中部海域	あかい、まついか	400トン	西経の47°N以北の水域でもアカイカ漁場の形成を確認
いか釣	第31寶来丸(276) 第11茨城丸(337)	北太平洋中部海域	あかい	204トン	暖水の張り出し先端部を中心に好漁場の形成を確認
かつお釣	第18日之出丸(359)	太平洋西部海域	かつお、びんなが	789トン	タスマン公海域のガスコイニ海山でトロカツオの漁場形成を確認
(深海漁場開発調査事業)					
遠洋底びき網	深海丸(3,395)	北大西洋西部海域	からす、けいあかう	739トン	NAFO3区水域においてカラスグレイ、アカウオを好漁
(新操業形態開発実証化事業)					
まき網	平成丸(965) (1ヶ統2隻)	東シナ海、黄海	あじ類、さば類	4,105トン	新操業システムに関する習熟が進むとともに鮮度保持能力、操業効率等が向上
まき網	北勝丸(286) (1ヶ統2隻)	北部太平洋海域	かつお、まぐろ類、さば類、いわし類	5,753トン	運搬船を導入したことにより単船操業時に比べ漁獲量が増加
沖合底びき網	第2星徳丸(124)	北海道周辺海域	いとひきだら、きちじ、めぬけ、すけとうだら	1,457トン	選別式コードエンドによりゴミと魚を分離することが可能 2種類のコンベアーを設置することにより選別処理作業の省人化が可能
(沖合漁場等総合開発調査事業)					
沖合造成漁場有効利用調査事業	第18太幸丸(69)	北太平洋西部(日本沖合)海域	かつお、きはだ、めばち	300トン	南西諸島東側でも西側同様に浮魚礁による漁場の造成効果を確認
沖合漁場等総合再開調査事業 沖合漁場等再開基礎調査	たいけい(119)	日本沖合(日本海中北部)海域	めだい	—	男鹿半島沿岸に設置した浮魚礁でメダイ当才魚の分布を確認
	第28真盛丸(98)	日本沖合(日本海中北部)海域	べにずわいかげ	32トン	カニカゴの目合い選択性及び誘引範囲について操業調査を実施
資源管理型沖合漁業推進総合調査	第1勢力丸(19) 第3福洋丸(42)	東シナ海海域	あまだい	12トン	アマダイの水域別の体長組成と成熟度の季節変遷を把握 中国との民間交流を支援
	第8明神丸(158)	日本海海域	べにずわいかげ	89トン	脱出口付きカニカゴについて操業調査を実施

を適切に予測評価するための漁場環境評価メッシュ図作成等事業について助成した。

(3) 漁業公害の防止及び漁業被害の軽減を図るため、漁場監視、漁場油濁防除のためのオイルフェンス等の整備を図るとともに、海と魚の健康診断の調査等を行う漁場保全対策推進事業について助成を行った。また、映画、テレビ等を用いて環境と調和する漁業の必要性についての啓発普及を行った。さらに、油汚染事故による漁業被害を最小限にするため、我が国周辺水域の漁業関連情報を調査・収集し、油汚染漁業影響情報図等を作成した。このほか、漁場・海岸の美化運動を全国的に展開するとともに効率的な海浜及び漁場の美化を総合的に推進するための計画策定、指導員の養成、廃棄物の除去等を行う漁場環境保全総合美化推進事業について助成した。さらに、不要となったFRP漁船等、漁業系資材の有効利用を図るためのリサイクル

ルシステムを構築するため必要な調査研究を行った。

(4) 赤潮の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、シャットネラ等赤潮の発生予察技術の開発、赤潮殺滅微生物を利用した赤潮被害防止技術の開発及び赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を行う赤潮対策技術開発試験とともに、赤潮による魚介類への死防止の技術開発試験を実施した。また、道府県が実施する赤潮発生に関するモニタリング調査及び情報伝達体制の整備について助成した。

(5) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等)に対し助成した。また、赤潮被害救済防止対策として、養殖共済の赤潮特約に係る共済掛金の一部を助成した。

(6) 平成8年度に水産庁で策定したマリン・エコト

ピア21基本構想を具現化するために、平成9年度に6県6地域を指定して、当該地域においてマリン・エコトピア地域全体計画を策定した。

10 水産動植物の保護

(1) 地球環境の保全の一環としての野生水生生物の保護については、減少の著しい種に関するデータブックを作成したほか、希少魚類等の増殖・保存試験を実施した。また、海亀及びりゅうきゅうあゆの保存のための基礎調査を実施した。

(2) 生態系全体の保存のため、海の生物生産機能の解明と森や水田の海の水生生物に及ぼす影響について調査を行うとともに、海砂採取による海洋生態系への影響について調査を行った。

11 漁場と他産業との合理的な調整

最近の海洋開発、他産業の海面利用の動きに対処して、沿岸海域のうち、自然条件にすぐれ、その区域内で漁場を営む者の経営の状況、海域の利用状況等からみて、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが認められるものを、都道府県は、海洋水産資源開発促進法（昭和46法律第60号）第5条に基づき、沿岸水産資源開発区域として指定できることになっており、48年度に北海道6区域、49年度に石川県3区域、51年度に北海道16区域、島根県2区域、54年度に大分県3区域計30海区が指定されている。

この開発区域については同法第9条の規定に基づき、特定行為の届出及び勧告制度の適切な運用が図られているほか、水質汚濁防止法その他の法令に基づき、漁業と他産業との調整に関して必要な措置を講ずることとなっている。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターが整備された。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度

全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術導入施設の整備（平成元年度から）、海区拠点施設の整備（平成6年度から）及び種苗生産環境改良施設の整備（平成9年度から）が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費22億9,420万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16か所の栽培漁業センター（厚岸、宮古、南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美、八重山）において、ひらめ、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ がざみの種苗生産事業

国の補助事業により、社団法人日本栽培漁業協会が玉野事業場において、がざみ種苗1,354万尾を生産し、9県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額13億円で疾病防除施設のほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るため、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入等施設整備及び拠点施設整備に10億1,974万円（補助率4.5/10）を補助した。

イ 技術開発

都道府県における栽培漁業の技術開発を促進し、栽培漁業の計画的な推進を図るため、国費3億3,735万円（補助率1/2）をもって、放流技術開発事業、特定海域新魚種定着促進技術開発事業などの技術開発に補助した。

(3) 漁業者に対する補助

漁業者が「種づくり」を一般的に行い、栽培漁業の定着化を図るため、栽培漁業事業化総合推進事業を計画的に実施することとし、6億341万円（補助率1/2, 4/10, 1/3）を補助した。

また、自然的条件、社会・経済的制約により「つくり育てる漁業」の推進に遅れがみられる地域における栽培漁業の地域への定着を図るため、特定海域栽培漁業定着強化事業を実施することとし、種苗生産、中間育成等の栽培関連施設の整備に対して、国費6億1,331万円（補助率1/2, 4/10, 1/3）を補助した。

(4) 社団法人日本栽培漁業協会に対する助成

社団法人日本栽培漁業協会については、前記のがざ

み種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め2億2,673万円(補助率定額, 10/10, 9/10, 6/10, 1/2, 4.5/10)を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

国際的漁業情勢が厳しくなる中で、我が国漁業における沿岸域の漁業生産の重要性はますます高まっている。その中で海面養殖業は、国民の水産物の高級化・多様化のニーズに対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖生産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖漁場環境の悪化、マイワシ資源の減少による餌料供給環境の激変、養殖生産の国際化、自由貿易の進展など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖生産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

9年度からは、新たに、海面養殖業の特徴に応じた低コストで効果的な養殖場の環境改善システムの開発、高品質なアコヤ貝の生産基盤の強化、地域の特色を活かした形での新しいタイプの養殖産地の育成等を行った。

また、引き続き、海面養殖業の競争力の強化を図るため、地域の特性に即し、生産から流通に至る高度化の推進計画を策定し、その実現に向けて、コスト低減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の方策を総合的に実施した。

このほか、個々の養殖漁場の実態にあわせた環境管理に必要な指標設定と漁業者による自己測定のための手法の確立、養殖業における省力化技術の開発、安価で高効率なドライペレット(配合飼料)の開発及び公定規格の策定のための試験、養殖用に特化した人工種

苗の量産技術の開発、外国産種等の新魚種の適正な飼育方法の開発、日本海・北日本地域の海域特性に適合した養殖対象種の養殖技術の普及・実用化、養殖生産物の安全性に関する知識等の養殖業者・消費者への啓発・普及等を実施した。

3 第4次沿岸漁場整備開発計画の概要

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るため、沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画により実施している。その概要は、次のとおりである。

(1) 計画期間 平成6～平成13年度(8年間)

(2) 事業費

魚礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業等	200億円
合 計	6,000億円

なお、第4次沿岸漁場整備開発計画の進捗状況(9年度)は、事業費2,564億円で、調整費等を除く計画額4,200億円に対する進捗率61.0%である。

4 魚礁設置事業

(1) 並型魚礁設置事業

沿岸漁場の生産力の増大を図るため、主として共同漁業権水域内に、小規模(おおむね1,200空)な魚礁を設置する事業にあって、9年度においては、142か所を実施し、19億7,282万円を助成した。

(2) 大型魚礁設置事業

沿岸漁場の拡大等を図るため、沿岸地域に存在する天然礁の周辺に、大型(おおむね2,500空)の魚礁を設置する事業にあって、9年度においては、155か所を実施し、56億2,500万円を助成した。

(3) 人工礁漁場造成事業

従来漁場形成のなかった海域において、天然礁に匹敵する独立した人工礁漁場(おおむね3万空)を造成するため、事業実施に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

人工礁漁場造成事業調査費補助 5か所 2,550万円
人工礁漁場造成事業費補助 62か所 40億7,100万円

(4) 浮魚礁設置事業

主として回遊性魚類の網集及び生育を効率的に行うため、一定の耐久性を有する人工的な浮体構造物等を設置する事業にあって、9年度においては、5か所を

表6 9年度海面養殖業関連予算(単位:千円)

海面養殖業高度化事業	687,831
魚類養殖対策調査(内水面分を除く)	144,291
養殖新技術開発事業(内水面分を除く)	60,587
養殖生産物安全対策事業(内水面分を除く)	16,587
漁網防汚剤安全適正利用手法の開発	17,820
高品質アコヤ貝育成促進事業	61,000
養殖漁場適正配置モデル実証事業	35,204

実施し、4億4,700万円を助成した。

5 増養殖場造成事業

(1) 地先型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、うに、あわび等定着性有用水産生物の発生、生育に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

地先型増殖場造成事業調査費補助 8か所 4,570万円
地先型増殖場造成事業費補助104か所 64億1,200万円

(2) 広域型増殖場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、積極的な資源量の増大を図るため、魚類等定着性以外の有用水産生物の発生、育成に適した環境を整備するため、事業に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

広域型増殖場造成事業調査費補助 9か所 5,800万円
広域型増殖場造成事業費補助 94か所 67億1,500万円

(3) 人工湧昇流漁場造成事業

適切な漁場管理とあいまって、海域の基礎生産力の増大を図るため、底層の栄養塩を表層まで上昇させる構造物を設置するために必要な調査及び事業を実施した。その助成内容は、次のとおりである。

人工湧昇流漁場造成事業調査費補助 1か所 750万円
人工湧昇流漁場造成事業費補助 1か所 1億3,400万円

(4) 養殖場造成事業

内湾及び浅海域の未開発の養殖適地に、消波施設の設置、水路掘削等により養殖場を造成するため、事業実施に必要な調査及び事業を実施した。その助成内訳は次のとおりである。

養殖場造成事業費補助 17か所 25億7,800万円

(5) 海域開発基幹事業

海域総合開発計画の基幹となる事業として、大規模(15万空以上)な魚礁漁場の造成(海域礁設置事業)及び大規模な藻場等の造成(磯根漁場造成事業)を行い、海域の生産力を最大限に高めるための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域開発基幹事業費補助 11か所 10億6,300万円

6 海域高度利用システム導入事業

海域を立体的かつ高度に利用するため、新しい技術を用い海域の生産性の向上を図るための事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

海域高度利用システム導入事業費補助 1か所 5,000万円

7 沿岸漁場保全事業

公害等の原因により漁場としての効用の低下している沿岸漁場において生産力の回復を図るため、漁場のしゅんせつ、作れい、水路の掘削、藻場の造成等を行う大規模漁場保全事業及び事業の実施に必要な調査並びに漁場のたい積物の除去、耕うん、覆土、藻場の造成等を行う小規模漁場保全事業を内容とする沿岸漁場保全事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

小規模漁場保全事業費補助 40か所 4億900万円
沿岸漁場保全事業調査費補助 4か所 2,350万円
大規模漁場保全事業費補助 24か所 19億7,650万円

8 沿岸漁場適正利用促進事業

既存の施設について、その機能の増大又は回復を図るための局部改良又は補修の事業を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場施設改良事業費補助 4か所 1億7,200万円
沿岸漁場施設補修事業費補助 3か所 1億8,700万円

9 沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業

事業の一層の計画的、効率的な推進を図るための、海域での事業実施に当たっての基礎的知見の整備を図るための調査を実施した。その助成内訳は、次のとおりである。

沿岸漁場総合整備開発基礎調査事業調査費補助 7か所 4,400万円

第3節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に漁業就業者確保育成のための体制を整備したほか、漁業労働力需給情報の収集・提供、人材育成等を行う事業に対し助成した。

また、沖合・遠洋漁業に従事する者の望ましいライフスタイルの事例を提供し、漁業者の生活設計に資するために漁業離職者の生活実態等について調査した。

2 沿岸漁業者等福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者老齢福祉共済の業務運営及び加入促進活動

表 7 漁業に関する貸出残高（総括表）

	金 額			構 成 比		(単位：億円，%) 前年比増加率	
	8/3月末	9/3月末	10/3月末	9/3月末	10/3月末	9/3月末	10/3月末
総貸付残高	27,753	26,820	26,145	100.0	100.0	△3.4	△2.5
規 模 別							
中小沿岸漁業向け	24,408	23,968	23,390	89.4	89.5	△1.8	△2.4
大規模漁業向け	3,343	2,852	2,753	10.6	10.5	△14.7	△3.5

表 8 金融機関別貸出残高

	金 額			構 成 比		(単位：億円，%) 前年比増加率	
	8/3月末	9/3月末	10/3月末	9/3月末	10/3月末	9/3月末	10/3月末
系統金融機関	14,664	14,379	14,965	53.6	57.2	△1.9	4.1
うち漁協	2,806	2,699	2,513	10.1	9.6	△3.8	△6.9
うち信漁連	7,426	7,657	7,928	28.5	30.3	3.1	3.5
うち農林中金	4,432	4,023	4,524	15.0	17.3	△9.2	12.5
一般金融機関	9,388	9,131	8,127	34.1	31.1	△2.7	△11.0
政府系金融機関	3,701	3,310	3,053	12.3	11.7	△10.6	△7.8
計	27,753	26,820	26,145	100.0	100.0	△3.4	△2.5

の円滑化と漁業者の老後の福祉向上を図るための知識の普及等を行うのに要する経費について助成した。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

9年度末漁協貸出金は、表9のとおり、6,808億円となり、前年同期に比べ6.8%の減少となった。漁協の貯貸率については、前年比0.6ポイント減少し、39.3%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の10年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、表8のとおり合計1兆4,965億円となり、対前年度586億円の増加となった。

表 9 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円，%)		
	8/3月末	9/3月末	10/3月末
漁 協 貯 金(A)	19,465	18,323	17,332
漁 協 貸 出 金(B)	7,935	7,308	6,808
漁協の貯貸率(B/A)	40.8	39.9	39.3

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表10のとおり、10年3月末で8,127億円である。これを金融機関別にみると、地方銀行が3,734億円で最も大きく、ついで信用金庫1,388億円、第二地方銀行1,021億円、都市銀行910億円の順となっている。

第4節 水産制度金融

1 概 況

9年度の漁業金融の状況をみると、表7のとおり10年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は2兆6,145億円となり、前年比2.5%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが2兆3,390億円、大規模漁業向けが2,753億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別貸出状況をみると、表8のとおり、系統金融機関が1兆4,965億円で最も大きく、一般金融機関が8,127億円、政府系金融機関が3,053億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が4.1%増加したが、一般金融機関が11.0%、政府系金融機関が7.8%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が57.2%、一般金融機関が31.1%、政府系金融機関が11.7%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

9年度における漁協貯金は、表9のとおり、10年3月末で1兆7,332億円となり、前年同期に比べ991億円(5.4%)の減少となった。

表10 一般金融機関の漁業に対する貸出残高

(単位：億円，%)

	貸 出 残 高		増 加 率
	9/3月末	10/3月末	
都 市 銀 行	1,353	910	△32.7
地 方 銀 行	3,975	3,734	△ 6.1
第 二 地 方 銀 行	1,095	1,021	△10.4
信 託 銀 行	360	344	△ 4.4
長 期 信 用 銀 行	697	568	△18.5
信 託 勘 定	166	127	△23.5
信 用 金 庫	1,446	1,388	△ 4.0
商 工 中 金	36	34	△ 5.6
計	9,131	8,127	△11.0

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁船資金、水産加工資金、漁業経営再建整備資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

9年度の貸付決定額は表11のとおりで、水産業をめぐり近年の厳しい情勢を反映し、276億円と前年度の10%減となった。

表11 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円，%)

資 金 名	8年度	9年度	9/8
構造改善推進(沿構)	1,867	1,159	62.1
漁業経営再建整備	0	1,348	—
中山間地域活性化	2,671	1,382	51.7
振興山村・過疎	839	142	16.9
漁業基盤整備	2,821	3,117	110.5
漁 業 船	8,445	10,698	126.7
農 林 漁 業 施 設	2,978	3,133	105.2
水 産 加 工	9,963	6,318	63.4
沿岸漁業経営安定	1,051	268	25.5
計	30,634	27,566	90.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促進することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

9年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、529億円となっており、前年度より40億円減少した。

用途別にみると、漁船資金が前年度を約20億円ほど下回ったが、水産動植物の種苗購入・育成資金は前年を2億円ほど上回った。

表12 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円，%)

	金 額		構 成 比	
	8年度	9年度	8年度	9年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	2,378	3,059	4.2	5.7
漁船(20トン未満)	26,773	24,112	47.0	45.6
養殖用施設	3,385	2,709	5.9	5.1
加工用施設	4,980	3,619	8.8	6.8
漁具等施設	2,562	3,487	4.5	6.6
水産動植物の種苗購入・育成	13,790	14,009	24.2	26.5
共同利用施設	3,080	1,931	5.4	3.7
計	56,948	52,925	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	56,948	52,925	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業再建整備特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

9年度については44億円の融資を行っており、前年度より5億円増加した。

また、漁業再建整備特別措置法に基づく構造改善事業を行う漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の体質強化を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、9年度に98億円の貸付を行っており、前年度より7億円増加した。

表13 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円，%)

資 金 名	8年度	9年度
漁業経営維持安定資金	3,869	4,438
水産物生産流通等高度化資金	250	578
国際規制関連経営安定資金	0	0
漁業経営再建資金	0	940
漁業経営強化特別資金	731	517
漁業経営改善促進資金(極度額)	9,051	9,826

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技

術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表14 沿岸漁業改善資金実績 (単位：百万円)

	7年度	8年度	9年度
経営等改善資金	4,134	3,900	3,320
生活改善資金	28	34	39
青年漁業者等養成	808	997	1,157
確保資金			
合 計	4,970	4,931	4,516
補助金交付額	271	210	172
対象都道府県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

本制度は「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき農林漁業信用基金が保険を行うものである。

9年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,645億円で前年比0.2%の減少となり、年度末保証残高は2,686億円と前年比1.7%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、信漁連は3.4%の増加となったが、漁協、農中、銀行等はそれぞれ1.0%、4.1%、8.2%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比4.2%減少し、一般資金は0.3%の増加となった。

なお、9年度中の代位弁済額は42億円で前年比1億円の減少となり、この結果単年度事故率は2.5%、累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

10年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,777(沿海地区漁協1,896、内水面漁協888、業種別漁協211、漁業生産組合626、水産加工協156)、連合会が188(漁連141、信漁連35、水産加工連11、共水連1)、うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

一方で、漁協系統には、①漁業者に対しての良質なサービスの提供、②消費者に対する水産物の安定的供

給、③水産資源の保護・管理、④漁村地域の活性化等の役割が期待されているところであり、また、新海洋法秩序下における水産資源の適切な管理と有効利用の推進にあたっての新たな役割が付加されるなど、その果たすべき役割はこれまで以上に広範かつ重要なものとなっており、これらに対応し得る漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

全国漁業協同組合連合会が行う、漁協の合併、事業統合等(以下「合併等」という。)の円滑な推進を図るための全国的な合併等事例の分析及び合併等実施漁協の職員を対象にした研修会の開催(漁協経営強化総合対策推進費)、漁協系統職員の人材育成を図るための教育・研修会の開催、経営の健全化・適正化を図るための水産業協同組合監査士の養成及び監査の実施(漁協系統人材育成対策事業)、漁協の国際的指導・交流関係の緊密化を図るための国際セミナーの開催(漁協指導国際交流費)等に要する経費に対して補助を行った。

3 漁協経営強化総合対策事業

(1) 趣 旨

経済的に自立し、新海洋秩序下において指導的役割を担うことができる漁協を早急に育成するため、合併等を促進するとともに、財務改善を図る総合的な対策を実施した。

(2) 漁協合併対策指導事業

本対策の円滑な推進を図るため、都道府県が行う県協議会の設置運営、管下の漁協に係る経営強化を図るための県基本方針の策定及び都道府県が行う本事業の指導推進事業並びに国が主催する会議への出席に要する経費に対して補助を行った。

(3) 合併予定漁協経営診断等対策事業

県連合会等が、合併等の計画を有する漁協(以下「合併等予定漁協」という。)に対して行う、県職員・連合会役職員・公認会計士等を構成員とするプロジェクトチームによる経営診断及び合併後の経営計画の策定指導、合併等予定漁協の役員の資質向上を図るための研修会の開催に要する経費に対して補助を行った。

(4) 漁協経営体質強化促進事業

県連合会が、基本方針に基づき合併等を実施した漁協及び一定の要件に該当する漁協(以下「指導対象漁協」という。)の経営指導に係る検討会の開催、指導対象漁協に対する、財務改善指導等を行うための、巡回・駐在指導員の派遣、指導対象漁協職員の資質向上を図るための研修会の開催に要する経費に対して補助を行

った。

(5) 漁協マーケティング等強化事業

県連合会が、合併等予定漁協及び合併等を実施した漁協の経済事業等の強化に資するための検討会の開催、当該漁協が、事務の合理化を行うためのオンライン端末機・情報機器等の導入に要する経費に対して補助を行った。

(6) 利子補給事業

漁業経営の悪化に伴い経営が困難となっている漁協が、財務改善計画を樹立し、当該計画に基づいて融資機関が当該漁協に対して、欠損金及び固定化債権（一定の要件を満たすものに限る。）に見合う貸付金の利息を減免した場合において、当該減免に対する都道府県の利子補給に必要な経費の一部につき補助を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

9年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は738万6千tで、前年に比べ0.4%減少した。

魚種別には、さば類、まぐろ類、さんま等が増加し、かたくちいわし、するめいか、さけ・ます類、まいわし等が減少した。

9年の水産物の輸入量は341万tで、前年に比べ1%減少した。

9年の産地価格は、産地指数総合では105.4（平7＝100）で、前年に比べ1.0%上昇した。

これは、生鮮品のぶり類、さけ類等が上昇したためである。

9年の消費値価格は、消費値総合指数では109.1（平7＝100）で、前年に比べ3.1%上昇した。

これは、生鮮品のぶり類（養殖）、冷凍品のえび類（輸入）等が上昇したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水産物流通加工基盤強化対策事業

ア 趣旨

最近の我が国水産業を取り巻く情勢は、国際的な漁業規制の強化、我が国周辺水域における水産資源の急激な変動等極めて厳しいものとなっている。

また、水産物流通加工の現場においては、労働力の逼迫、流通加工コストの増嵩、消費者ニーズの多様化、量販店・外食産業の進展に伴う流通加工体系の変化、

国内生産の伸び悩み、輸入水産物との競合激化、新たな観点に立った水産物の品質の確保及び地域活性化の拠点となる流通加工体制の再構築等多様な課題への対応が迫られている。

このような中で、良質かつ安全な水産物の中・長期的な安定供給体制を確立するためには、流通・加工施設の合理化、近代化を促進していく必要がある。

このため、拠点的な水産物産地等における流通・加工施設を計画的かつ効率的に整備するものとする。

（事業実施期間：平成8年度～平成12年度）

イ 事業の概要

(ア) 低コスト流通加工型施設整備事業

年間の水揚げ量がおおむね3千トン以上の拠点産地または複数漁協が連携・協力体制をとり役割分担等を行う地域において、卸売場建物等の流通・加工施設を計画的・効率的に整備する。

a 拠点産地整備事業

（水揚量3千トン以上、1地域3年以内、総事業費約20億円）

b 拠点機能高度化緊急整備事業

（水揚量3千トン以上、単年度、総事業費 約6億円）

c 広域流通加工圏整備事業

（1地域3年以内、総事業費 約12億円）

(イ) 高品質管理型施設整備事業

近年の流通加工形態、需要者のニーズの変化に対応した高度な品質管理機能を有する施設の普及を促進するため、先導的な共同利用施設の整備を行う。

(ウ) 新技術開発型施設整備事業

地域水産物の付加価値向上のための加工技術に関する開発研究を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。

ウ 補助対象施設、事業実施主体等

補助対象とする施設は、産地市場機能高度化施設、品質高度化促進施設、機能向上促進施設、産地活性化施設、環境対策施設、品質管理高度化施設、生産環境高度化施設、地域開放型試験研究施設等である。

事業実施主体は、地方公共団体、水産業協同組合、中小企業等協同組合等となっている。

補助率は、施設の整備に要する経費について(ウ)新技術開放型施設整備事業にあっては1/2以内、その他の事業にあっては1/3以内（環境対策施設は1/2以内）となっている。

3 水産加工業対策

(1) 概 況

水産加工の生産（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。9年の総生産は314万9千tで、前年並みであった。

ア 干製品及び塩蔵品

(ア) 煮干し

生産量は9万1千tで、前年に比べ7千t（7％）減少した。

(イ) 塩干品

生産量は25万8千tで、前年に比べ2万1千t（9％）増加した。品目別にみると、塩干しそばが1万t（63％）、塩干しさんまが5千t（18％）、塩干しほっけが5千t（28％）増加した。

(ウ) 塩蔵品

生産量は27万tで、前年に比べ3万2千t（11％）減少した。品目別にみると、塩蔵さんまが6千t（34％）塩蔵ほっけが1千t（33％）増加したが、塩蔵いわしは2千t（46％）減少した。

(エ) 節製品

生産量は12万2千tで、前年に比べ2千t（2％）減少した。

イ ねり製品

生産量は77万3千tで、前年に比べ1万8千t（2％）減少した。品目別にみると、かまぼこ類が1万t（2％）、やきちくわが7千t（4％）減少した。これは、引き続き、需要の低迷が続いていること等によるものである。

ウ 冷凍食品

生産量は36万9千tで、前年並みであった。品目別にみると、魚介類が5千t（3％）減少したが、水産物調理食品が7千t（4％）増加した。

エ 油脂・飼肥料

(ア) 油脂

生産量は5万3千tで、前年に比べ4千t（9％）増加した。

(イ) 飼肥料

生産量は64万9千tで、前年に比べ2万3千t（4％）増加した。これは、さば、ほっけ等の水揚量の増加によるものである。

オ 冷凍水産物

冷凍水産物全体の生産量は253万tで、前年に比べ4万2千t（2％）増加した。品目別にみると、水揚量の増加等により、さば類は9万7千t（19％）、まあい・むろあい類は4万9千t（40％）増加したが、いわし類13

万1千t（30％）減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 多獲性魚等の利用状況調査及び有効利用拡大技術開発等に対し助成した。

イ 水産加工品等の市場性評価、検討などの地域水産物全国交流普及事業に対し助成した。

ウ 水産加工品についての新たな品質管理に関するマニュアル作成及び普及啓発活動等に対し助成した。

エ 水産試験場と水産加工業者が協力して新製品を開発するために必要な施設の整備等に対し助成した。

オ 地方公共団体の水産試験場の下で、水産加工業者及び漁業者の連携により、加工製造技術の開発等による地域水産物の高付加価値化等を推進する水産食品品質向上総合対策事業に対し助成した。

カ 我が国水産加工業の活性化を図るため、多角的な水産加工原料確保のために必要な魚肉中の不用物質（塩化アンモニウム、色素、酵素等）の除去・抑制技術の実用化技術の開発を行う水産加工新原料開発事業に対し助成した。

キ 水産加工業について、水産物の一次処理作業の省力化を進めるための先導的加工機械の開発を行う水産加工機械化技術の開発に対し、新たに助成した。

また、水産加工廃棄物の再資源化技術及び水産加工分野に適合した排水処理技術の開発と実証実験を実施する水産加工エコシステム技術の開発に対し、新たに助成した。

ク 新たな品質管理の観点から、施設のあり方、魚介類の処理法、加工場までの搬入方法等について検討し、漁獲直後から加工までの工程に係る施設の設備基準、水産物の取扱い基準の検討を行った。

ケ 水産加工業者が、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して、多量に採捕され、かつ、食用としての利用度が低い水産動植物等の食用水産加工品の原材料としての利用の促進等を図るために必要な水産加工施設の取得等に要する資金については、「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」（昭和52年法律第93号）に基づき、農林漁業金融公庫、国民金融公庫及び中小企業金融公庫から長期かつ低利の資金を融通した。

コ 水産加工業者に対し、国際規制の強化に対応した経営維持に必要な資金、近海低利用資源の食用向け有効利用を促進するための資金及び主要加工原材料近海資源を原材料とする新製品、新技術の開発、導入に必要な資金（水産加工経営改善促進資金）を融通する

こととし、都道府県がこれらの資金の融通を行う金融機関に対する利子補給等を行うのに必要な経費の一部について助成した。

サ 水産加工業者の大部分を占める零細な中小水産加工業者に対しては、「漁業近代化資金助成法」等により水産加工施設の近代化を促進した。

シ 水産加工業従事者に対しては、「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」等に基づき、失業の防止と円滑な職業転換を図った。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、財団法人魚価安定基金が漁業生産者団体等に対し、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷する際に漁業委生産者団体等がこれを一定の価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、産地及び消費者価格が上昇した際に放出する事業）等の買取代金金利、保管料等を助成するための必要な資金を同基金に追加造成した。

(2) 水産物需給対策情報事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成等を実施、また消費者サイドの水産物の需要動向について、実態調査、調査結果の分析等を実施した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンター等である。

5 水産物の消費拡大対策

(1) 水産物消費改善総合対策事業

食生活における水産物の活用を促進するため、水産物の利用動向の把握・分析、一般消費者及び栄養士等の専門家に対する水産物の有用性に関する普及啓発、地域水産物に関する情報収集と大口需要者への情報提供、学校給食メニューの開発、加工品の海外での市場開拓等を行った。事業実施主体は社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会であり、補助率は、1／2及び定額で助成した。

(2) 地域水産物高度化推進圏形成事業

輸入水産物との競合の一層の激化が懸念される状況において、国産水産物の競争力を高めるため、複数の漁協が連携し、広域的な協力体制をとって原料供給、選別、加工等の役割を分担しつつ生鮮及び加工品について一定の品質・数量を確保し、地域としてのブラン

ド化を図るため、地域水産物を原料とする製品開発・改良、新規の販路開拓等を行った。事業実施主体は、都道府県であり、補助率は1／2で実施した。

(3) 水産物流通加工改善モデル事業資金造成

国産水産物の安定的な供給を図るため、産地における漁獲物の直接販売等の供給体制の強化、需要者の高鮮度・簡便志向に対応した新製品の開発等による水産物の新たな供給システムの開発の推進を図るべく水産業協同組合に対し、財団法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

また、小型多獲魚を養殖用餌料として有効利用する円滑な取引を促進し、漁業者と養殖業者の経営の安定を図るための流通システムを形成するのに必要な経費について、事業主体①全国漁業協同組合連合会、②日本遠洋旋網漁業協同組合、③山陰旋網漁業協同組合、④北海道漁業協同組合連合会に対し、財団法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

表15 9年度補助金

(単位：千円)

水産物流通加工基盤強化対策調査	2,393
水産物流通加工基盤強化対策事業	2,726,656
沿岸地域流通加工基盤強化対策事業	102,983
水産物調整保管事業資金造成費	1,146,000
水産物需給対策情報事業	64,104
水産物消費改善総合対策事業	96,238
水産物流通加工改善モデル事業資金造成	778,898
地域水産物高度化推進圏形成事業	34,010

6 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

9年の水産物総輸出額は、1,697億6,200万円であり、前年に比べ、27%増となった。

金額が増加した主な品目は、真珠、まぐろ・かじき類、ほたて貝、かつお等であり、逆に金額が減少した品目は、いか、さんま等である。(表15)

また、輸出先別にみると、香港が(24%)と最も大きく、次いで米国(21%)、台湾(8%)、タイ(6%)、韓国(6%)と続いている。

イ 輸 入

9年の水産物の総輸入額は、1兆9,456億1,300万円、前年より2%増加した。

輸入額が増加した主な品目は、えび、うなぎ調製品、たら、真珠、魚粉等で、逆にまぐろ・かじき類、さけ・ます類、かに、たこ、いか等の輸入は減少した。(表16)

(2) 水産物の非自由化品目

水産物の自由化は、35年以降漸次実施され、現在非

表16 97年1月～12月水産物輸出実績

単位：数量はトン [] 干しのり千枚

金額は百万円 () は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	[59,083]	169,762
	343,385	(1,403,349)
(1) 真 珠	56	57,258
(真珠及び真珠製品)		(474,288)
(2) まぐろ・かじき類	57,908	14,972
(生・冷・凍)		(123,977)
(3) 貝 柱 (調製品)	1,889	12,835
		(105,462)
(4) ほたて貝	6,784	10,460
(生・冷・凍・塩・干)		(86,226)
(5) 水産練り製品	12,537	8,772
		(72,109)
(6) かつお	43,178	5,265
(生・冷・凍)		(44,637)
(7) さけ・ます類	34,535	3,731
(生・冷・凍)		(30,410)
(8) い か	27,104	3,595
(生・冷・凍)		(29,668)
(9) さ ば	49,315	3,262
(生・冷・凍)		(26,864)
(10) 食用海藻	[59,083]	3,047
	2	(25,092)

表17 主要品目輸入実績

単位：数量はトン

金額は百万円 () は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	3,411,359	1,945,613
		(16,106,803)
(1) え び	281,765	393,007
(活・生・冷・凍)		(3,251,186)
(2) まぐろ・かじき類	279,670	203,445
(生・冷・凍)		(1,682,870)
(3) さけ・ます類	208,785	118,882
(活・生・冷・凍)		(988,922)
(4) うなぎ調製品	55,276	115,228
		(958,397)
(5) か に	123,966	108,892
(活・生・冷・凍)		(900,649)
(6) た こ	79,056	55,524
(生・冷・凍)		(456,836)
(7) い か	95,647	54,140
(生・冷・凍)		(446,709)
(8) たら類	118,132	53,727
(生・冷・凍)		(442,771)
(9) たら卵	52,999	53,009
(生・冷・凍・塩・干・くん)		(439,975)
(10) 真 珠	30	37,864
(真珠及び真珠製品)		(313,926)

自由化品目として残されているのは、いずれも輸入自由化により国内の零細多数の沿岸・沖合漁業者に悪影響を与えるおそれのあるものに限定されている。現在の非自由化品目は、次のとおりである。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍のにしん、たら、ぶり、さば、いわし、あじ及びさんま。

○生鮮、冷蔵、冷凍の上記魚類のフィレその他の魚肉、並びにたら卵。

○乾燥、塩蔵、塩水漬け上記の魚類並びにそれらの魚類のフィッシュミール、たら卵(くん製含む)並びに煮干し。

○生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けの帆立貝、貝柱及びいか(もんごいかを除く)。

○食用ののり及びこんぶ並びにそれらの調製食料品。

○ワシントン条約動植物及びその派生物。

第7節 漁船損害等補償制度

漁船損害等補償制度は、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づき漁船及び漁船積荷を保険の目的とするとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害のてん舗を行う相互保険で、漁船保険(普通保険、特殊保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険があり、このほかに、「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険がある。政府はこのうち普通保険、特殊保険、漁船積荷保険及び漁船乗組員給与保険については再保険をし、漁船船主責任保険については一部再々保険をしている。

このため、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定を設けている。

1 漁 船 保 險

(1) 普 通 保 險

普通保険には、普通損害保険と満期保険がある。

ア 普通保険の加入状況

9年度において普通保険に加入した漁船は、24万2,999隻、127万3,429tである。このうち普通損害保険の加入隻数は23万3,443隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)9,556隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では4,128隻減となっており、20t未満階層で前年比3,992隻(1.6%)減少し、20t以上階層では136隻(4.6%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満船が87.9%を占めており以下5～9t6.7%、10～19t4.1%、20～49t0.1%、50～99t0.3%、100～999t0.8%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に8年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対

比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、64.7%の加入率となっており、このうち5t未満は62.5%、5～19tは89.3%、20～49tは74.1%、50～99tは76.2%、100～999tは82.3%となっており、無動力漁船はわずか4.0%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満95.1%、5～9t93.2%、10～19t95.0%、20～49t96.8%、50～99t98.8%、100～999tは93.4%で動力漁船総数では94.5%を示し前年度を若干下回った。これらの引受保険金総額は1兆4,894億円であって、前年度に比べて168億円の減を示している。

イ 保険料の国庫負担状況

指定漁船及び加入区における指定漁船が全船普通損害保険に加入した場合には、一定の条件のもとに国庫が、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の純保険料の一部を負担することとなっている。9年度においては、普通保険の保険料に関しては同保険に付された漁船のうち97.9%に当たる24万220隻が国庫負担の対象となり、純保険料168億3,398万円のうち61億877万円を国庫が負担したが、この国庫負担額は36.3%を占めている。

ウ 保険事故

9年度において保険金を支払った普通保険事故は70,970件、支払い保険金額は223億1,367万円であり、前年比7.8%の増となった。

エ 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

9年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は726件で、保険金額は54億2,587万円であった。9年度中に発生した事故は2件で、支払保険金は826万円であった。

(2) 特殊保険

9年度における特殊保険の加入は279件で、保険金額は254億3,180万円であり、その内訳は、北部漁場273件、240億6,880万円、西部漁場5件、9億9,100万円、南部漁場1件、3億7,200万円である。また保険金を支払ったものは0件であった。

2 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならない

いものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

51年10月から、試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、56年10月から保険機構については漁船保険組合が元受保険を、漁船保険中央会が再保険を、国が再々保険を行うことで本格実施に移行した。

更に、元年9月てん補すべき損害の区分に乘客損害が新設され、同年10月から事業を実施している。

9年度の保険契約隻数は、衝突損害241,124隻、一般損害236,087隻、乘客損害12,776隻、人命損害10,050隻となっている。

保険金額はそれぞれ1兆4,799億5,239万円、11兆1,855億7,100万円、3兆8,543億6,000万円、279億200万円である。また純保険料額はそれぞれ12億243万円、29億418万円、2億6,996万円、5,403万円となっている。保険金を支払ったものは、衝突損害1,877件、11億3,567万円、一般損害777件、11億9,473万円、乘客損害46件、1億7,894万円、人命損害11件、643万円となっている。

3 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であってその所有し又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うことになっている。

漁船船主責任保険と同じく56年10月から本格実施に移行したが、国の再々保険はない。

9年度の保険契約隻数は17,837隻、保険金額265億4,550万円、純保険料4,277万円である。保険金支払い件数は15件、支払い保険金1,229万円であった。

4 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。48年10月から試験的に漁船保険組合が保険事業を、漁船保険中央会が再保険事業を行ってきたが、58年10月から漁船保険組合が保険事業を行い、国が9割について再保険事業を行うことで本格実施に移行した。

9年度の保険契約隻数は、1,239隻で、保険金額は1,877億9,366万円、純保険料額は5億2,016万円である。

また、保険金を支払ったものは9件であり、2億2,382万円であった。